

諮問番号：諮問第110号

答申番号：答申第110号

答申書

第1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第9条第1項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳等級変更申請に対する不承認処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却するのが相当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 現在の精神障害の状態は、脳梗塞後の高次脳機能障害により、注意障害、遂行障害、見当識障害等を発症。半年前にうつ病と診断され、●●病院に入院、退院後はさらに見守らなければならない状況になり、以前できていた洋服の着脱や食事、その他もろもろのことができなくなった。以前より本当に大変になった。
- (2) 左半身麻痺もあるため、立ったり座ったりするときも手助けが必要であり、現在要介護4である。これまでもてんかんが何度も起きている。
- (3) 文字の読解力もないため、書類や金銭等すべて審査請求人の妻が管理を行っている。
- (4) 「死にたい」と訴えるため、常に目が離せない状況である。
- (5) 経済的負担、介護疲れで精神的に追い込まれている。

2 処分庁の主張の要旨

精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の等級判定については、非常勤嘱託医（精神科）が判定基準及び留意事項に基づいて行っている。

本件処分は、判定基準に基づき診断書に記載された審査請求人の障害の状態について適正に判定したものであって、本件処分は妥当であるため、本件処分に対する本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が政令で定めるとの障害等級に該当するかということにあるので、判定基準及び留意事項に基づき、本件処分の障害等級の判定に違法又は不当な点がないか、以下判断する。

1 精神疾患の存在

本件診断書の記載から、脳血管性認知症及び高次脳機能障害の存在が認められる。

2 精神疾患（機能障害）の状態

本件診断書からは、急速な病状の進行は予想されていない。

審査請求人の状態は、3級の状態にとどまるとは認められないことから、1級又は2級の状態であると判断するのが相当である。

3 能力障害（活動制限）の状態

本件診断書の「⑥ 生活能力の状態」欄の「2 日常生活能力の判定」には、(1)から(8)までの項目があるところ、うち4項目が日常生活に関連のある項目、その他は社会生活に関する項目である。

これらの8項目中5項目が2級の状態に相当する。また、他の3項目は1級の状態に相当するが、そのうち日常生活に関する項目は1項目のみである。

また、「⑥ 生活能力の状態」欄の「3 日常生活能力の程度」の記載から「おおむね2級程度」となる。

以上のことから、能力障害（活動制限）の状態は、2級の状態であると判断するのが相当である。

4 精神障害の程度の総合判定

上記から、審査請求人の障害等級について、総合的に判定すると、1級に至っていると認めることはできず、2級と判定するのが相当であり、本件処分の障害等級の判定に違法又は不当な点は認められない。

5 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年12月4日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年12月15日及び令和3年1月19日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、衣服の着脱や食事等が以前より困難となったこと、見守りの必要性が増加したことを主張し、また、左半身麻痺もあるため、立ったり座ったりするときも手助けが必要であり、現在要介護4であると主張している。しかし、障害等級の判定は、申請時に提出された診断書の記載内容に基づき、障害の程度と当該障害による日常の生活の制限の度合いを直接判定するためになされるものである。他方で、要介護認定は、介護サ

サービスの必要度、すなわちどれ位介護のサービスを行う必要があるかを判断するものであって、両者は関連があるとはいえ、それぞれ別個のものであるから、障害等級の判定が要介護認定をそのまま反映すべきであるということとはできない。したがって、これらの点に関する審査請求人の主張を採用することはできない。

処分庁は、行政手続法上の審査基準として設定している判定基準に沿って、適正に処分を行っており、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。また、一件記録によれば、審査庁（処分庁）は、本件審査請求について、行政不服審査法改正前に行っていた福岡県精神保健福祉審議会に諮問する手続を、同法改正後の本件においても踏襲し、令和2年12月2日付けで、原処分を支持する旨の答申を受けていることが認められる。この諮問・答申の手続は現在、義務ではないが、専門家の意見を聴取するものであることは変わりがない。そして同審議会の審査内容をもみても、その判断の合理性を疑うべき事情は何らうかがうことができないのである。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をもみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 中野 哲之